

第3号議案 スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択について (稻川副会長)

日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択について、スポーツ仲裁規則・スポーツ基本法・日本オリンピック委員会加盟団体規程及び日本オリンピック委員会加盟団体の採択状況について報告した。なお、資料一3の通り「称号及び段級位の授与に関する決定を除く」ことを明記し応諾したいと説明があった。

中井監事・中村監事・片岡理事より確認及び質問があり、稻川副会長より回答及び補足説明があった。佐藤常任理事より日本オリンピック委員会の前理事であったことから、全剣連の透明性を示すこともでき、自動応諾を拒否し続けている方が不自然であるとの意見があった。

なお、本件は理事会での決議事項となるため、理事の挙手をもって諮り、過半数以上の賛成により、本案は了承された。

資料－3

日本スポーツ仲裁機構自動応諾条項 理事会決議（案）

理事会決議の案文は、次のとおりである。

「一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の行なう事業のうち剣道等の競技又はその運営に関して全剣連又はその機関が競技者等に対して行なった決定（称号及び段級位の授与に関する決定を除く。）に対するスポーツ仲裁規則による不服申立てについては、スポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねるものとする。」

以上

（注）「全剣連又はその機関・・・」

その機関とは、評議員、評議員会、理事、理事会、監事がこれに当たる。